

令和8年度 前期「自主学習グループ開設講座」を募集します。

イーブルなごやでは、自主学習グループ、団体等の自主的な女性教育学習活動を一層活性化し、学習成果の還元と市民に多くの学習機会を提供するために、グループによる講座の開催を支援します。下記の要領をお読みのうえ、所定の期日までにご応募ください。

1 応募対象グループ・団体等

- (1) イーブルなごやに女性団体（女性団体とは、①女性のための社会教育活動を行っている、②代表者が女性、③構成員の過半数が女性 の3つの条件を満たす）又は男女平等参画推進団体として登録している
 - (2) イーブルなごやにて、月1回程度以上の活動を6ヵ月以上にわたり実施している
- 以上(1) (2)を全て満たしている自主学習グループ・団体等（以下「団体」という）を対象とします。

2 講座のテーマ

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 女性の生き方、エンパワーメント | (2) 現代的課題 |
| (3) 社会参画 | (4) 子育て |

3 講座の概要

- (1) 主催 主催は実施団体です。
- (2) 講座数 前期（5月中旬～9月）5講座程度とします。
- (3) 講座回数 講座回数は、1講座5回までとします。
- (4) 定員 50名までとします。
- (5) 費用 講座開催に関わる費用は、実施団体及び講座受講者の負担とします。
ただし、講座受講者から徴収する費用で利益が出ないようにしてください。
- (6) 会場 イーブルなごや研修室等とします。
- (7) 講座運営 実施団体の責任で行っていただきます。
- (8) その他 受講希望者からの問い合わせは実施団体にお応えいただくこともあります。

4 生涯学習課の支援事項

- (1) 会場を優先確保します。ただし、利用料金はお支払いいただきます。
- (2) 「イーブルなごや講座のご案内」に掲載してPRを支援します。
- (3) 学習プログラム作成における相談に応じます。

5 実施団体の遵守事項

- (1) イーブルなごやで実施することを尊重して、次の事項に留意してください。
 - ① 特定の政党を支援する講座内容にしないこと。
 - ② 特定の宗教を支援する講座内容にしないこと。
 - ③ 営利を目的としないこと。
 - ④ 講座受講者の決定及び講座運営全般において公平・平等を遵守すること。
- (2) 講座受講者のプライバシーの保護を遵守すること。
- (3) 講座の企画・運営については実施団体で自主的に行うこと。

6 申込書・企画書の提出

実施を希望する団体は、所定の申込書及び企画書を、イーブルなごやに提出してください。

提出期限は、令和7年12月16日（火）とします。

ただし、講座開催は、年度内で前期・後期のいずれか1回のみとします。

7 実施団体の決定

実施団体の決定にあたっては、講座の目的、内容、経費の妥当性、団体の活動状況等を検討し、教育委員会が決定します。

8 報告書の提出

実施団体は、講座終了後速やかに所定の報告書をイーブルなごやに提出してください。

9 その他

講座の企画・運営について、問い合わせをさせていただく場合があります。

講座終了後、受講者が学習を継続的に行うことができるよう支援をしてください。

状況に応じて、講座内容の変更、中止をお願いすることがあります。